

「航空従事者の飲酒基準に関する検討会」設置要領（案）

平成 30 年 11 月 20 日

（目的）

第 1 条 本邦航空会社における飲酒に関する不適切な事案が頻繁に発生している状況等に鑑み、航空局に航空工学、航空機操縦、アルコール医学及び航空医学の専門家からなる有識者検討会を設置し、航空従事者の飲酒に関する基準の検討を行うことを目的とする。

（名称）

第 2 条 本会は、航空従事者の飲酒基準に関する検討会と称する。

（構成）

第 3 条 本検討会は別紙に掲げる委員及びオブザーバーで構成する。

（座長の任命等）

第 4 条 本検討会に座長を 1 名置く。

- 2 座長は、事務局の推薦及び委員の同意により定める。
- 3 座長は、検討会の議長となり議事の進行に当たる。
- 4 座長は、必要に応じて検討事項に関係する者の出席を求めることができる。
- 5 この設置要領に定めるものの他、会議の運営に必要な事項については、座長が定めることとする。

（議事の公開）

第 5 条 本検討会については冒頭部分を公開とし傍聴は不可とする。

- 2 本検討会の資料については、特段の理由がある場合を除き、公開とする。
- 3 本検討会の議事要旨は、事務局が座長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

（事務局）

第 6 条 検討会の事務局を国土交通省航空局安全部運航安全課に置く。